

改定後	改定前
<p>第2条（定義） 本規約等においては、以下の用語を使用します。</p> <p>(1) 「活動」とは、ポイント獲得ガイドに定められたポイント獲得の対象となる健康増進活動行為をいいます。</p> <p>(2) 「活動日」とは、ポイント獲得ガイドに別段の定めがある場合を除き、会員が活動を実施した日をいいます。</p> <p>(3) 「会員ポータル」とは、会員がインターネットブラウザまたはモバイルアプリケーション（Vitality アプリ）を通じて閲覧できる会員専用のポータルページをいいます。会員は、会員登録手続きを完了した後に会員ポータルを利用することができます。</p> <p>(4) 「蓄積ポイント数」とは、各会員の会員ポータルに反映されているポイント数をいいます。</p> <p>(5) 「対象保険契約」とは、当社と会員との間で締結されている保険契約であって、健康増進乗率適用特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が付加されているものをいいます。ただし、次号に定めるブルー継続保険契約および健康増進保険料の払込みに関する特則第3条第3項の規定に基づいて、本契約の消滅時以後、健康増進円貨払込額の払込みを取り扱わなくなつた保険契約を除きます。</p> <p>(6) 「ブルー継続保険契約」とは、健康増進乗率適用特約第4条第4項の規定に基づいて、本契約が消滅した日が属する保険年度の翌々保険年度以後の保険料の決定に適用されるステータスが Blue（ブルー）であったものとして健康増進乗率を計算する保険契約をいいます。なお、対象保険契約のうち健康増進乗率適用特約が付加されているものは、本契約の消滅の時点をもってブルー継続保険契約に変更されます。</p> <p>(7) 「保険料判定日」とは、対象保険契約のうち健康増進乗率適用特約が付加されているものまたはブルー継続保険契約の各保険年度の開始日の6か月前</p>	<p>第2条（定義） 本規約等においては、以下の用語を使用します。</p> <p>(1) 「活動」とは、ポイント獲得ガイドに定められたポイント獲得の対象となる健康増進活動行為をいいます。</p> <p>(2) 「活動日」とは、ポイント獲得ガイドに別段の定めがある場合を除き、会員が活動を実施した日をいいます。</p> <p>(3) 「会員ポータル」とは、会員がインターネットブラウザまたはモバイルアプリケーション（Vitality アプリ）を通じて閲覧できる会員専用のポータルページをいいます。会員は、会員登録手続きを完了した後に会員ポータルを利用することができます。</p> <p>(4) 「蓄積ポイント数」とは、各会員の会員ポータルに反映されているポイント数をいいます。</p> <p>(5) 「対象保険契約」とは、当社と会員との間で締結されている保険契約であって、健康増進乗率適用特約が付加されているものをいいます。ただし、次号に定めるブルー継続保険契約を除きます。</p> <p>(6) 「ブルー継続保険契約」とは、健康増進乗率適用特約第4条第4項の規定に基づいて、本契約が消滅した日が属する保険年度の翌々保険年度以後の保険料の決定に適用されるステータスが Blue（ブルー）であったものとして健康増進乗率を計算する保険契約をいいます。なお、対象保険契約は本契約の消滅の時点をもってブルー継続保険契約に変更されます。</p> <p>(7) 「保険料判定日」とは、対象保険契約またはブルー継続保険契約の各保険年度の開始日の6か月前の応当日をいいます。</p>

改定後	改定前
<p>の応当日をいいます。</p> <p>(8) 「保険料判定日ステータス」とは、保険料判定日が経過する時点における蓄積ポイント数に基づくステータスをいいます。</p> <p>(9) 「会員年度」とは、本契約と同時に申し込まれた対象保険契約の契約日または契約応当日（毎年の契約日に応当する日をいいます。）から起算して1年を経過する日までを単位とする期間をいいます。なお、本契約の継続中、会員年度の起算日は変更されません。</p> <p>(10) 「会員年度開始日」とは、初年度の会員年度の最初の日をいいます。</p> <p>(11) 「会員年度開始応当日」とは、毎年の会員年度開始日に応当する日をいいます。</p> <p>(12) 「復活可能期間」とは、本契約、対象保険契約のうち健康増進乗率適用特約が付加されているものまたはブルー継続保険契約が失効した場合に当該契約の復活の請求を行うことができる期間（失効日の翌日から起算して3か月間）をいいます。</p> <p>(13) 「最終増減対象特約」とは、健康増進乗率適用特約第6条第1項第1号（同特約第11条第1項第5号による読み替え後の同特約第6条第1項第2号を含みます。）に定める健康増進乗率を乗じて保険料を計算する主特約のうち最後に消滅したものをいいます。なお、最終増減対象特約の消滅と同時に健康増進乗率適用特約も消滅するため、当該健康増進乗率適用特約が付加されていた保険契約は当該消滅の時点をもって対象保険契約またはブルー継続保険契約に該当しなくなります。</p>	<p>(8) 「保険料判定日ステータス」とは、保険料判定日が経過する時点における蓄積ポイント数に基づくステータスをいいます。</p> <p>(9) 「会員年度」とは、本契約と同時に申し込まれた対象保険契約の契約日または契約応当日（毎年の契約日に応当する日をいいます。）から起算して1年を経過する日までを単位とする期間をいいます。なお、本契約の継続中、会員年度の起算日は変更されません。</p> <p>(10) 「会員年度開始日」とは、初年度の会員年度の最初の日をいいます。</p> <p>(11) 「会員年度開始応当日」とは、毎年の会員年度開始日に応当する日をいいます。</p> <p>(12) 「復活可能期間」とは、本契約、対象保険契約またはブルー継続保険契約が失効した場合に当該契約の復活の請求を行うことができる期間（失効日の翌日から起算して3か月間）をいいます。</p> <p>(13) 「最終増減対象特約」とは、健康増進乗率適用特約第6条第1項第1号（同特約第11条第1項第5号による読み替え後の同特約第6条第1項第2号を含みます。）に定める健康増進乗率を乗じて保険料を計算する主特約のうち最後に消滅したものをいいます。なお、最終増減対象特約の消滅と同時に健康増進乗率適用特約も消滅するため、当該健康増進乗率適用特約が付加されていた保険契約は当該消滅の時点をもって対象保険契約またはブルー継続保険契約に該当しなくなります。</p>
<p>第9条 (Vitality コイン)</p> <p>1. 当社は、特典ご利用ガイドの定めるところにより、Vitality コイン（以下、「コイン」といいます。）を特典として提供することができます。コインは、当社が独自に発行・管理するポイントの名称であり、当社が指定する方法により、当社と提携関係にある第三者が発行する電子マネーギフト等（以下、電子マネーギフト等の発行元を「コイン交換先」といいます。）と交換</p>	<p>第9条 (Vitality コイン)</p> <p>1. 当社は、特典ご利用ガイドの定めるところにより、Vitality コイン（以下、「コイン」といいます。）を特典として提供することができます。コインは、当社が独自に発行・管理するポイントの名称であり、当社が指定する方法により、当社と提携関係にある第三者が発行する電子マネーギフト等（以下、電子マネーギフト等の発行元を「コイン交換先」といいます。）と交換</p>

改定後	改定前
<p>することができます。また、健康増進保険料の払込みに関する特則が付加されている対象保険契約がある場合には、同特則第3条第1項および第2項の規定による健康増進円貨払込額の払込みに利用することもできます（以下、コインの電子マネーギフト等への交換および健康増進円貨払込額の払込みへの利用を「コインの交換等」といいます。）。</p> <p>2. コインは、所定の期間ごとにまとめて提供することがあります。会員は、会員ポータルにログインし、所定の操作を行うことで蓄積したコイン数の確認やコインの交換等を行うことができます。</p> <p>3. コインの交換等にあたっては、所定の手続きや手数料の支払い、一定のコイン数の蓄積が条件となる場合があります。また、コインの交換等が完了するまでには、一定の待機期間が必要なことがあります。</p> <p>4. 当社は、コインの提供方法や交換等の方法およびその条件について、隨時見直しを行います。</p> <p>5. コインは、提供された日の翌日から起算して2年を経過する日以後最初に到来する3月末日の経過をもって消失し、以降は利用することはできません。また、当該消失の時点より前に以下の各号の事由が生じた場合には、当該各号に定める日にコインは消失し、同日以降の利用ができなくなります。ただし、第1号に定める場合において、第17条第2項の規定に基づき本契約を復活させたときは、コインは消失しなかったものとします。</p> <p>(1) 第17条第1項の規定に基づき本契約が失効した場合 本契約の失効日</p> <p>(2) 本契約が消滅した場合 本契約の消滅日</p> <p>6. コインと交換した後の電子マネーギフト等の利用については、コイン交換先の規約等にしたがうものとします。また、コイン交換先の都合によりコインの交換が停止・中断された場合には、当社は責任を負いません。コインの取扱いに関する会員と当社との関係については、次条第2項から第4項まで</p>	<p>する（以下、コインの電子マネーギフト等への交換を「コインの交換」といいます。）ことができます。</p> <p>2. コインは、所定の期間ごとにまとめて提供することがあります。会員は、会員ポータルにログインし、所定の操作を行うことで蓄積したコイン数の確認やコインの交換を行うことができます。</p> <p>3. コインの交換にあたっては、所定の手続きや手数料の支払い、一定のコイン数の蓄積が条件となる場合があります。また、コインの交換が完了するまでには、一定の待機期間が必要なことがあります。</p> <p>4. 当社は、コインの提供方法や交換方法およびその条件について、隨時見直しを行います。</p> <p>5. コインは、提供された日の翌日から起算して2年を経過する日以後最初に到来する3月末日の経過をもって消失し、以降は利用することはできません。また、当該消失の時点より前に以下の各号の事由が生じた場合には、当該各号に定める日にコインは消失し、同日以降の利用ができなくなります。ただし、第1号に定める場合において、第17条第2項の規定に基づき本契約を復活させたときは、コインは消失しなかったものとします。</p> <p>(1) 第17条第1項の規定に基づき本契約が失効した場合 本契約の失効日</p> <p>(2) 本契約が消滅した場合 本契約の消滅日</p> <p>6. コインと交換した後の電子マネーギフト等の利用については、コイン交換先の規約等にしたがうものとします。また、コイン交換先の都合によりコインの交換が停止・中断された場合には、当社は責任を負いません。コインの取扱いに関する会員と当社との関係については、次条第2項から第4項までの規</p>

改定後	改定前
<p>の規定を準用し、当社はコイン交換先が提供する商品またはサービスの内容または品質およびコイン交換先による次条第3項各号の行為について責任を負いません。</p> <p>7. 健康増進保険料の払込みに関する特則第3条第1項および第2項の規定による健康増進円貨払込額の払込みにコインを利用するには、同特則が付加されている対象保険契約の契約日が到来していることなどの当社の定める条件を満たす必要があります。</p> <p>8. 健康増進保険料の払込みに関する特則第3条第2項第1号の規定による健康増進円貨払込額の自動払込みについては、以下の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) Vitality ステータスアップ特典として提供されたコインのみを利用するすることができます。本特典については、Vitality ステータスアップ特典ご利用ガイドをご確認ください。</p> <p>(2) 同特則が付加されている対象保険契約の締結後に同号ハに定める申出をする場合は、スミセイダイレクトサービス等から手続きを行ってください。</p> <p>(3) 前号に定める申出の効力は、当社が当該手続きを受け付けた日の属する月の翌月1日に発生します。</p>	<p>定を準用し、当社はコイン交換先が提供する商品またはサービスの内容または品質およびコイン交換先による次条第3項各号の行為について責任を負いません。</p>
<p>第11条 (アクティブチャレンジ)</p> <p>1. 会員は、特典ご利用ガイドおよび各会員の会員ポータルの表示にしたがって、当社が当該会員の過去の活動状況等に基づいて指定する活動目標を所定の期間内に達成すること等を条件に、特典を利用できる場合があります（以下、当該特典を「アクティブチャレンジ」といいます。）。</p> <p>2. アクティブチャレンジの利用に関しては、特典ご利用ガイドおよび各会員の会員ポータルの表示にしたがって、ポイントの取扱い等につき、本規約またはポイント獲得ガイドとは異なるルールが適用されることがあります。</p> <p>3. 会員が、第14条第1項または第15条第1項に定める期限内にポイント加算の申込みまたはポイント数の訂正を行った場合であっても、特典ご利用ガ</p>	<p>第11条 (アクティブチャレンジ)</p> <p>1. 会員は、特典ご利用ガイドおよび各会員の会員ポータルの表示にしたがって、当社が当該会員の過去の活動状況等に基づいて指定する活動目標を所定の期間内に達成すること等を条件に、特典を利用できる場合があります（以下、当該特典を本条において「アクティブチャレンジ」といいます。）。</p> <p>2. アクティブチャレンジの利用に関しては、特典ご利用ガイドおよび各会員の会員ポータルの表示にしたがって、ポイントの取扱い等につき、本規約またはポイント獲得ガイドとは異なるルールが適用されることがあります。</p> <p>3. 会員が、第14条第1項または第15条第1項に定める期限内にポイント加算の申込みまたはポイント数の訂正を行った場合であっても、特典ご利用ガ</p>

改定後	改定前																				
<p>イドに定める活動目標達成の判定期間内に会員ポータルに反映されなかつたポイントについては、アクティブチャレンジの活動目標達成の判定には用いられません。</p> <p>4. アクティブチャレンジにより提供される特典についても、本規約中の特典に関する規定が適用されます。</p>	<p>イドに定める活動目標達成の判定期間内に会員ポータルに反映されなかつたポイントについては、アクティブチャレンジの活動目標達成の判定には用いられません。</p> <p>4. アクティブチャレンジにより提供される特典についても、本規約中の特典に関する規定が適用されます。</p>																				
<p>第16条 (Vitality ステータス等)</p> <p>1. ステータスは、蓄積ポイント数にしたがって、ブルー、ブロンズ、シルバー、ゴールドのうちから判定されます。各ステータスに必要な蓄積ポイント数は以下の表のとおりであり、本プログラムの利用開始時におけるステータスはブルー（蓄積ポイント数は 0）です。</p> <table border="1" data-bbox="130 611 1096 854"> <thead> <tr> <th data-bbox="141 611 512 663">ステータス</th><th data-bbox="512 611 1096 663">蓄積ポイント数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="141 663 512 700">Blue (ブルー)</td><td data-bbox="512 663 1096 700">0 ポイント以上 11,999 ポイント以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="141 700 512 736">Bronze (ブロンズ)</td><td data-bbox="512 700 1096 736">12,000 ポイント以上 19,999 ポイント以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="141 736 512 773">Silver (シルバー)</td><td data-bbox="512 736 1096 773">20,000 ポイント以上 23,999 ポイント以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="141 773 512 854">Gold (ゴールド)</td><td data-bbox="512 773 1096 854">24,000 ポイント以上</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 特典の利用に適用されるステータスならびに対象保険契約（健康増進乗率適用特約が付加されているものに限ります。以下、本項において同じ。）およびブルー継続保険契約の保険料の決定に適用されるステータスは、以下の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 特典の利用に適用されるステータス</p> <p>特典の利用を請求した時点の前会員年度末時点における蓄積ポイント数に基づくステータス。ただし、特典の利用を請求した時点における蓄積ポイント数に基づくステータスがこれを上回る場合または前会員年度末時点におけるステータスが存在しない場合には、当該請求時点における蓄積ポイント数に基づくステータス。</p> <p>(2) 保険料の決定に適用されるステータス</p> <p>ア. 対象保険契約の場合</p>	ステータス	蓄積ポイント数	Blue (ブルー)	0 ポイント以上 11,999 ポイント以下	Bronze (ブロンズ)	12,000 ポイント以上 19,999 ポイント以下	Silver (シルバー)	20,000 ポイント以上 23,999 ポイント以下	Gold (ゴールド)	24,000 ポイント以上	<p>第16条 (Vitality ステータス等)</p> <p>1. ステータスは、蓄積ポイント数にしたがって、ブルー、ブロンズ、シルバー、ゴールドのうちから判定されます。各ステータスに必要な蓄積ポイント数は以下の表のとおりであり、本プログラムの利用開始時におけるステータスはブルー（蓄積ポイント数は 0）です。</p> <table border="1" data-bbox="1152 611 2117 854"> <thead> <tr> <th data-bbox="1163 611 1534 663">ステータス</th><th data-bbox="1534 611 2117 663">蓄積ポイント数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1163 663 1534 700">Blue (ブルー)</td><td data-bbox="1534 663 2117 700">0 ポイント以上 11,999 ポイント以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="1163 700 1534 736">Bronze (ブロンズ)</td><td data-bbox="1534 700 2117 736">12,000 ポイント以上 19,999 ポイント以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="1163 736 1534 773">Silver (シルバー)</td><td data-bbox="1534 736 2117 773">20,000 ポイント以上 23,999 ポイント以下</td></tr> <tr> <td data-bbox="1163 773 1534 854">Gold (ゴールド)</td><td data-bbox="1534 773 2117 854">24,000 ポイント以上</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 特典の利用に適用されるステータスならびに対象保険契約およびブルー継続保険契約の保険料の決定に適用されるステータスは、以下の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 特典の利用に適用されるステータス</p> <p>特典の利用を請求した時点の前会員年度末時点における蓄積ポイント数に基づくステータス。ただし、特典の利用を請求した時点における蓄積ポイント数に基づくステータスがこれを上回る場合または前会員年度末時点におけるステータスが存在しない場合には、当該請求時点における蓄積ポイント数に基づくステータス。</p> <p>(2) 保険料の決定に適用されるステータス</p> <p>ア. 対象保険契約の場合</p>	ステータス	蓄積ポイント数	Blue (ブルー)	0 ポイント以上 11,999 ポイント以下	Bronze (ブロンズ)	12,000 ポイント以上 19,999 ポイント以下	Silver (シルバー)	20,000 ポイント以上 23,999 ポイント以下	Gold (ゴールド)	24,000 ポイント以上
ステータス	蓄積ポイント数																				
Blue (ブルー)	0 ポイント以上 11,999 ポイント以下																				
Bronze (ブロンズ)	12,000 ポイント以上 19,999 ポイント以下																				
Silver (シルバー)	20,000 ポイント以上 23,999 ポイント以下																				
Gold (ゴールド)	24,000 ポイント以上																				
ステータス	蓄積ポイント数																				
Blue (ブルー)	0 ポイント以上 11,999 ポイント以下																				
Bronze (ブロンズ)	12,000 ポイント以上 19,999 ポイント以下																				
Silver (シルバー)	20,000 ポイント以上 23,999 ポイント以下																				
Gold (ゴールド)	24,000 ポイント以上																				

改定後	改定前
<p>保険料判定日の前会員年度末時点における蓄積ポイント数に基づくステータス。ただし、保険料判定日ステータスがこれを上回る場合または前会員年度末時点におけるステータスが存在しない場合には、保険料判定日ステータス。</p> <p>イ. ブルー継続保険契約の場合</p> <p>(ア) ブルー継続保険契約となった日の属する保険年度の翌保険年度における保険料</p> <p>保険料判定日の前会員年度末時点における蓄積ポイント数に基づくステータス（本契約が保険料判定日の前会員年度末より前に消滅したことにより当該ステータスが存在しない場合には、本契約が消滅する直前の時点における蓄積ポイント数に基づくステータス）。ただし、保険料判定日ステータスがこれを上回る場合には、保険料判定日ステータス（本契約が保険料判定日より前に消滅したことにより当該ステータスが存在しない場合には、本契約が消滅する直前の時点における蓄積ポイント数に基づくステータス）。</p> <p>(イ) ブルー継続保険契約となった日の属する保険年度の翌々保険年度以降における保険料</p> <p>ブルーステータス</p> <p>ウ. 保険料判定に関する妊娠期特別取扱いの申出がされた場合の特則</p> <p>(ア) 2024年4月1日以降に市区町村から母子健康手帳の交付を受けた会員は、当該母子健康手帳の交付を受けた日（以下、本号において「母子健康手帳交付日」といいます。）から当該日が属する会員年度の翌々会員年度の末日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、当社所定の専用フォームから保険料判定に関する妊娠期特別取扱いの申出をすることができます。当該申出がされた場合には、当該会員が締結しているすべての対象保険契約およびブルー継続保険契約について、当該申出がされたものとみなします。</p>	<p>保険料判定日の前会員年度末時点における蓄積ポイント数に基づくステータス。ただし、保険料判定日ステータスがこれを上回る場合または前会員年度末時点におけるステータスが存在しない場合には、保険料判定日ステータス。</p> <p>イ. ブルー継続保険契約の場合</p> <p>(ア) ブルー継続保険契約となった日の属する保険年度の翌保険年度における保険料</p> <p>保険料判定日の前会員年度末時点における蓄積ポイント数に基づくステータス（本契約が保険料判定日の前会員年度末より前に消滅したことにより当該ステータスが存在しない場合には、本契約が消滅する直前の時点における蓄積ポイント数に基づくステータス）。ただし、保険料判定日ステータスがこれを上回る場合には、保険料判定日ステータス（本契約が保険料判定日より前に消滅したことにより当該ステータスが存在しない場合には、本契約が消滅する直前の時点における蓄積ポイント数に基づくステータス）。</p> <p>(イ) ブルー継続保険契約となった日の属する保険年度の翌々保険年度以降における保険料</p> <p>ブルーステータス</p> <p>ウ. 保険料判定に関する妊娠期特別取扱いの申出がされた場合の特則</p> <p>(ア) 2024年4月1日以降に市区町村から母子健康手帳の交付を受けた会員は、当該母子健康手帳の交付を受けた日（以下、本号において「母子健康手帳交付日」といいます。）から当該日が属する会員年度の翌々会員年度の末日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、当社所定の専用フォームから保険料判定に関する妊娠期特別取扱いの申出をすることができます。当該申出がされた場合には、当該会員が締結しているすべての対象保険契約およびブルー継続保険契約について、当該申出がされたものとみなします。</p>

改定後	改定前
<p>(イ) 会員から(ア)の申出があった場合には、次の a または b に掲げる区分に応じ、それぞれ a または b に定める会員年度におけるアまたはイ(ア)により判定された対象保険契約またはブルー継続保険契約の保険料の決定に適用されるステータス（以下、本号において「保険料決定ステータス」といいます。）がブルーステータスとなった場合であっても、ブロンズステータスとして取り扱います（以下、本号においてこの取扱いを「本取扱い」といいます。）。ただし、会員が(ア)の申出をした時点で既に確定している保険料決定ステータスには、本取扱いは適用されません。</p> <p>a. 母子健康手帳交付日が会員年度開始日の1年前の日から会員年度開始日の前日までの間に属する場合 初年度の会員年度およびその翌会員年度</p> <p>b. 母子健康手帳交付日が会員年度開始日以降である場合 母子健康手帳交付日が属する会員年度（母子健康手帳交付日が保険料判定日以前の日である場合に限ります。）、その翌会員年度およびその翌々会員年度</p> <p>(ウ) (イ)の規定にかかわらず、母子健康手帳交付日が保険料判定日以前の日であっても、当該保険料判定日の翌日から起算して2か月を経過した後に会員が(ア)の申出をしたときは、当該保険料判定日の属する会員年度の保険料決定ステータスには、本取扱いは適用されません。</p> <p>(エ) (イ)の規定にかかわらず、ブルー継続保険契約になった日以降に新たに締結された対象保険契約について (ア)の申出があった場合には、当該ブルー継続保険契約には本取扱いは適用されません。</p> <p>3. 会員が獲得したポイントは、会員ポータルに反映された時（以下、本条において「反映時」といいます。）に、当該ポイントの対象となる活動の活動日における蓄積ポイント数に加算され、加算された後の蓄積ポイント数に基</p>	<p>(イ) 会員から(ア)の申出があった場合には、次の a または b に掲げる区分に応じ、それぞれ a または b に定める会員年度におけるアまたはイ(ア)により判定された対象保険契約またはブルー継続保険契約の保険料の決定に適用されるステータス（以下、本号において「保険料決定ステータス」といいます。）がブルーステータスとなった場合であっても、ブロンズステータスとして取り扱います（以下、本号においてこの取扱いを「本取扱い」といいます。）。ただし、会員が(ア)の申出をした時点で既に確定している保険料決定ステータスには、本取扱いは適用されません。</p> <p>a. 母子健康手帳交付日が会員年度開始日の1年前の日から会員年度開始日の前日までの間に属する場合 初年度の会員年度およびその翌会員年度</p> <p>b. 母子健康手帳交付日が会員年度開始日以降である場合 母子健康手帳交付日が属する会員年度（母子健康手帳交付日が保険料判定日以前の日である場合に限ります。）、その翌会員年度およびその翌々会員年度</p> <p>(ウ) (イ)の規定にかかわらず、母子健康手帳交付日が保険料判定日以前の日であっても、当該保険料判定日の翌日から起算して2か月を経過した後に会員が(ア)の申出をしたときは、当該保険料判定日の属する会員年度の保険料決定ステータスには、本取扱いは適用されません。</p> <p>(エ) (イ)の規定にかかわらず、ブルー継続保険契約になった日以降に新たに締結された対象保険契約について (ア)の申し出があった場合には、当該ブルー継続保険契約には本取扱いは適用されません。</p> <p>3. 会員が獲得したポイントは、会員ポータルに反映された時（以下、本条において「反映時」といいます。）に、当該ポイントの対象となる活動の活動日における蓄積ポイント数に加算され、加算された後の蓄積ポイント数に基</p>

改定後	改定前
<p>づいてステータスが判定されます。</p> <p>4. 前条第1項もしくは第3項の規定に基づく蓄積ポイント数の訂正または第21条第1項もしくは第26条第4項の規定に基づくポイントの没収（以下、本項において「ポイント数の訂正等」といいます。）がされた場合には、当該ポイント数の訂正等の対象となる活動の活動日における蓄積ポイント数が加減算され、加減算された後の蓄積ポイント数に基づいてステータスが判定されます。この場合において、ステータスが変更されたときは、当社は会員に対し、特典の返還や保険料の追加支払いを請求することがあり、会員はこれに応じる義務を負うものとします。</p> <p>5. 前二項の規定にかかわらず、会員は、活動日から反映時までの間に利用を請求した特典については、蓄積ポイント数が訂正されたことを理由に、改めて利用を請求することはできません。</p> <p>6. 第3項および第4項の規定にかかわらず、保険料判定日までに行った活動について、当該保険料判定日の翌日から起算して2か月を経過した後に以下の各号のいずれかに該当したときは、これらによる蓄積ポイント数の加算分は、当該保険料判定日の属する保険年度の翌保険年度の保険料の決定に適用するステータスの判定には用いられません。</p> <p>(1) 会員がポイント加算の申込みをしたとき。</p> <p>(2) ポイントが会員ポータルに自動的に反映される場合において、ポイントが反映されたとき。</p> <p>(3) 蓄積ポイント数が訂正されたとき。</p> <p>7. 各ステータスと特典との関係等の詳細は、会員ポータルまたは当社ホームページに掲載の特典ご利用ガイドをご参照ください。</p>	<p>づいてステータスが判定されます。</p> <p>4. 前条第1項もしくは第3項の規定に基づく蓄積ポイント数の訂正または第21条第1項もしくは第26条第4項の規定に基づくポイントの没収（以下、本項において「ポイント数の訂正等」といいます。）がされた場合には、当該ポイント数の訂正等の対象となる活動の活動日における蓄積ポイント数が加減算され、加減算された後の蓄積ポイント数に基づいてステータスが判定されます。この場合において、ステータスが変更されたときは、当社は会員に対し、特典の返還や保険料の追加支払いを請求することがあり、会員はこれに応じる義務を負うものとします。</p> <p>5. 前二項の規定にかかわらず、会員は、活動日から反映時までの間に利用を請求した特典については、蓄積ポイント数が訂正されたことを理由に、改めて利用を請求することはできません。</p> <p>6. 第3項および第4項の規定にかかわらず、保険料判定日までに行った活動について、当該保険料判定日の翌日から起算して2か月を経過した後に以下の各号のいずれかに該当したときは、これらによる蓄積ポイント数の加算分は、当該保険料判定日の属する保険年度の翌保険年度の保険料の決定に適用するステータスの判定には用いられません。</p> <p>(1) 会員がポイント加算の申込みをしたとき。</p> <p>(2) ポイントが会員ポータルに自動的に反映される場合において、ポイントが反映されたとき。</p> <p>(3) 蓄積ポイント数が訂正されたとき。</p> <p>7. 各ステータスと特典との関係等の詳細は、会員ポータルまたは当社ホームページに掲載の特典ご利用ガイドをご参照ください。</p>
<p>第4章 本契約の消滅等</p> <p>第17条（本契約の失効と復活）</p> <p>1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の失効日とします。</p>	<p>第4章 本契約の消滅等</p> <p>第17条（本契約の失効と復活）</p> <p>1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の失効日とします。</p>

改定後		改定前					
該当事由	失効日	該当事由	失効日				
(1) 会員が2か月連続して利用料を支払わなかった場合	その2か月が経過する日の翌日	(1) 会員が2か月連続して利用料を支払わなかった場合	その2か月が経過する日の翌日				
(2) 会員が利用料の支払いをせず、未払い利用料が2か月分となった場合	最終の未払いの月が経過する日の翌日	(2) 会員が利用料の支払いをせず、未払い利用料が2か月分となった場合	最終の未払いの月が経過する日の翌日				
(3) 対象保険契約が保険約款の定めにしたがい失効した場合	対象保険契約の失効日	(3) 対象保険契約が保険約款の定めにしたがい失効した場合	対象保険契約の失効日				
2. 会員は、本契約の復活可能期間中は、失効に至るまでの期間および失効期間中の利用料の支払いが完了していることを条件に、当社の承諾を得て、本契約を復活させることができます。	2. 会員は、本契約の復活可能期間中は、失効に至るまでの期間および失効期間中の利用料の支払いが完了していることを条件に、当社の承諾を得て、本契約を復活させることができます。	3. 対象保険契約と本契約の双方が失効している場合は、両者を同時に復活させる必要があり、対象保険契約または本契約を単独で復活させることはできません。	3. 対象保険契約と本契約の双方が失効している場合は、両者を同時に復活させる必要があり、対象保険契約または本契約を単独で復活させることはできません。	4. 会員は、本契約が失効している間は、本プログラムを利用（特典の利用やコインの交換等を含みます。）することができず、本契約を復活させた場合であっても、失効期間中の特典の利用を遡って請求することはできません。	4. 会員は、本契約が失効している間は、本プログラムを利用（特典の利用やコインの交換を含みます。）することができず、本契約を復活させた場合であっても、失効期間中の特典の利用を遡って請求することはできません。	5. 本契約を復活させた場合における失効期間中のポイントの取扱い（会員が失効期間中の活動により獲得できるポイントの種類、失効期間中の活動により獲得できるポイントの会員ポータルへの反映方法その他の復活後のポイントの取扱いに関する事項を含みます。）については、ポイント獲得ガイドの定めるところによります。	5. 本契約を復活させた場合における失効期間中のポイントの取扱い（会員が失効期間中の活動により獲得できるポイントの種類、失効期間中の活動により獲得できるポイントの会員ポータルへの反映方法その他の復活後のポイントの取扱いに関する事項を含みます。）については、ポイント獲得ガイドの定めるところによります。
第19条（本契約の消滅）	1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。	第19条（本契約の消滅）	1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。				

改定後		改定前	
該当事由	消滅日	該当事由	消滅日
(1) 対象保険契約のうち健康増進乗率適用特約が付加されているものが失効後に復活することなく復活可能期間が経過した場合	対象保険契約の復活可能期間の満了日の翌日	(1) 対象保険契約が失効後に復活することなく復活可能期間が経過した場合	対象保険契約の復活可能期間の満了日の翌日
(2) 対象保険契約のうち健康増進保険料の払込みに関する特則が付加されているものが払込猶予期間中に基本保険料の払込みがないことにより消滅した場合	対象保険契約の消滅日	(2) 会員が死亡した場合	会員が死亡した日
(3) 会員が死亡した場合	会員が死亡した日	(3) 保険業法第 309 条の規定に基づく申込みの撤回等または保険約款もしくは民法その他の法令の規定に基づき対象保険契約が無効もしくは取り消されたことにより、対象保険契約が消滅 (第 7 号または第 8 号に該当する場合を除きます。) した場合	本契約の申込日
(5) 保険金または給付金の支払理由（被保険者の死亡を除きます。以下同じ。）が発生したことにより対象保険契約が消滅した場合	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月 1 日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うとき（年金支払期間の満了により対象保険契約が消滅するときに限ります。以下同じ。）は、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った	(4) 保険金または給付金の支払理由（被保険者の死亡を除きます。以下同じ。）が発生したことにより対象保険契約が消滅した場合	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月 1 日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うとき（年金支払期間の満了により対象保険契約が消滅するときに限ります。以下同じ。）は、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った

改定後		改定前	
	日以降の当社が定める日。		日以降の当社が定める日。
(6) 第21条第1項第5号と同一の事由により対象保険契約が解除されたことによって消滅した場合	対象保険契約の消滅日	(5) 第21条第1項第5号と同一の事由により対象保険契約が解除されたことによって消滅した場合	対象保険契約の消滅日
(7) 特定重度生活習慣病保障特約第4条第2項の規定に基づいて当該特約が無効となったことにより対象保険契約が消滅した場合	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(6) 特定重度生活習慣病保障特約第4条第2項の規定に基づいて当該特約が無効となったことにより対象保険契約が消滅した場合	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(8) 認知症保障特約第5条 第3項、第6条第3項、第7条第1項または第2項のいずれかの規定に基づいて当該特約が無効または消滅したことにより対象保険契約が消滅した場合	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日	(7) 認知症保障特約第5条 第3項、第6条第3項、第7条第1項または第2項のいずれかの規定に基づいて当該特約が無効または消滅したことにより対象保険契約が消滅した場合	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日
(9) 第2号から前号までに定める事由以外の事由により対象保険契約が消滅した場合	対象保険契約の消滅日の属する月の翌月1日	(8) 第2号から前号までに定める事由以外の事由により対象保険契約が消滅した場合	対象保険契約の消滅日の属する月の翌月1日
(10) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づき健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が無効（第13号または第14号に該当する場合を除きます。）または取り消された場合	無効の申出または取消しの意思表示が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(9) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づき健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約が無効（第12号または第13号に該当する場合を除きます。）または取り消された場合	無効の申出または取消しの意思表示が当社に到達した日の属する月の翌月1日

改定後		改定前	
(11) 保険業法第309条の規定に基づく申込みの撤回等により最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合	申込みの撤回等の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(10) 保険業法第309条の規定に基づく申込みの撤回等により最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合	申込みの撤回等の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(12) 保険金または給付金の支払理由が発生したことにより最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月1日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うときは、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。	(11) 保険金または給付金の支払理由が発生したことにより最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月1日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うときは、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。
(13) 特定重度生活習慣病保障特約第4条第2項の規定に基づいて当該特約が無効となったことにより最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(12) 特定重度生活習慣病保障特約第4条第2項の規定に基づいて当該特約が無効となったことにより最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(14) 認知症保障特約第5条第3項、第6条第3項、第7条第1項または第2項のいずれかの規定に基づいて当該特約が無効または消滅したことにより最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日	(13) 認知症保障特約第5条第3項、第6条第3項、第7条第1項または第2項のいずれかの規定に基づいて当該特約が無効または消滅したことにより最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日
(15) 第10号から前号までに定める事由以外の事由によって健康増進乗率適用特約、最終増減対	健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の 払込みに関する特則の消滅日の属	(14) 第9号から前号までに定める事由以外の事由によって健康増進乗率適用特約または最終増減	健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約の消滅日の属する月の翌月1日

改定後		改定前	
対象特約または健康増進保険料の 払込みに関する特則が消滅し、 対象保険契約に該当しなくなつ た場合	する月の翌月 1 日	対象特約が消滅し、対象保険契 約に該当しなくなつた場合	
(16) 第 17 条の規定に基づき本契 約が失効し、復活することなく 復活可能期間が経過した場合	本契約の復活可能期間の満了の日 の翌日	(15) 第 17 条の規定に基づき本契 約が失効し、復活することなく 復活可能期間が経過した場合	本契約の復活可能期間の満了の日 の翌日
(17) 第 20 条の規定に基づき本契 約の解約の申し入れが行われた 場合	当社所定の書面（電磁的方法によ るもの）が 当社に到達した日の属する月の翌 月 1 日	(16) 第 20 条の規定に基づき本契 約の解約の申し入れが行われた 場合	当社所定の書面（電磁的方法によ るもの）が 当社に到達した日の属する月の翌 月 1 日
(18) 第 21 条第 1 項の規定に基づ き当社が本契約を解除した場合	解除に係る通知が会員に到達した 日	(17) 第 21 条第 1 項の規定に基づ き当社が本契約を解除した場合	解除に係る通知が会員に到達した 日
<p>2. 前項（第 3 号を除きます。）に規定する本契約の消滅日より前に会員が死亡 した場合は、会員が死亡した日を本契約の消滅日とします。</p> <p>3. 前二項の規定にかかわらず、前二項に定める日を本契約の消滅日とす ることが相当でないと当社が判断したときは、当社が別途指定する日を本契約の 消滅日とします。</p> <p>4. 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由により更新前ま たは転換前の対象保険契約が消滅した場合であっても、更新後または転換後 の対象保険契約が有効に継続している限り、本契約は存続します。</p> <p>(1) 対象保険契約の更新</p> <p>(2) 対象保険契約の転換（転換後契約が対象保険契約の場合に限ります。）</p> <p>5. 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当し、転換前の対 象保険契約は消滅しなかつたものとして取り扱う場合には、本契約は存続し ます。なお、転換後の対象保険契約が転換特約第 5 条第 1 項に定める事由に 該当し、本契約が消滅した後に被転換契約への復旧が行われた場合であって</p>			

改定後	改定前
<p>も、本契約は消滅しなかったものとして取り扱います。</p> <p>(1) 転換後の 対象保険契約の被転換契約への復旧</p> <p>(2) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく転換後の対象保険契約の無効または取消し</p> <p>6. 第1項の規定にかかわらず、対象保険契約に付加されている最終増減対象特約の更新により更新前の最終増減対象特約が消滅した場合であっても、更新後の最終増減対象特約が有効に継続している限り、本契約は存続します。</p> <p>7. 第1項第1号、第2号および第4号から第15号までの規定にかかわらず、当該各号に定める該当事由により対象保険契約が消滅（健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合を含みます。）し、または失効後に復活することなく復活可能期間が経過した場合において、新たに対象保険契約が締結され、その責任開始日が対象保険契約、健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則の消滅日（対象保険契約が失効後に復活することなく復活可能期間が経過した場合には、当該復活可能期間の満了の日。以下、本項において同じ。）以前であるときは、当該対象保険契約、健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則の消滅日以降も本契約は存続します。</p>	<p>も、本契約は消滅しなかったものとして取り扱います。</p> <p>(1) 転換後の 対象保険契約の被転換契約への復旧</p> <p>(2) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく転換後の対象保険契約の無効または取消し</p> <p>6. 第1項の規定にかかわらず、対象保険契約に付加されている最終増減対象特約の更新により更新前の最終増減対象特約が消滅した場合であっても、更新後の最終増減対象特約が有効に継続している限り、本契約は存続します。</p> <p>7. 第1項第1号、第3号から第14号までの規定にかかわらず、当該各号に定める該当事由により対象保険契約が消滅（健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合を含みます。）し、または失効後に復活することなく復活可能期間が経過した場合において、新たに対象保険契約が締結され、その責任開始日が対象保険契約、健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約の消滅日（対象保険契約が失効後に復活することなく復活可能期間が経過した場合には、当該復活可能期間の満了の日。以下、本項において同じ。）以前であるときは、当該対象保険契約、健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約の消滅日以降も本契約は存続します。</p>
<p>第22条（本契約の消滅の効果）</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、本契約の消滅日の前日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の前日の属する月までの利用料を支払う義務を負います。 前項の規定にかかわらず、第19条第1項第3号、第6号もしくは第2項に定める事由または前条第1項の規定に基づく当社からの解除により本契約が消滅する場合には、会員は、本契約の消滅日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の属する月の前月までの利用料を支払う義務を負います。 当社が、以下の各号のいずれかに該当する利用料の払込みを受けた場合 	<p>第22条（本契約の消滅の効果）</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、本契約の消滅日の前日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の前日の属する月までの利用料を支払う義務を負います。 前項の規定にかかわらず、第19条第1項第2号、第5号もしくは第2項に定める事由または前条第1項の規定に基づく当社からの解除により本契約が消滅する場合には、会員は、本契約の消滅日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の属する月の前月までの利用料を支払う義務を負います。 当社が、以下の各号のいずれかに該当する利用料の払込みを受けた場合

改定後	改定前
<p>は、当該利用料相当額を会員に返還します。この場合において、当社は、本契約の消滅日、本契約の消滅事由を当社が知った日または当該返還の請求に要する当社所定の書面が当社に到達した日のいずれか遅い日の翌日から起算して5営業日以内に、当該利用料相当額を支払います。</p>	<p>は、当該利用料相当額を会員に返還します。この場合において、当社は、本契約の消滅日、本契約の消滅事由を当社が知った日または当該返還の請求に要する当社所定の書面が当社に到達した日のいずれか遅い日の翌日から起算して5営業日以内に、当該利用料相当額を支払います。</p>
<p>(1) 前二項の規定に基づく支払義務の対象とならない利用料 (2) 第19条第1項第16号の規定に基づき本契約が消滅した場合における本契約の失効日が属する月以降の利用料</p>	<p>(1) 前二項の規定に基づく支払義務の対象とならない利用料 (2) 第19条第1項第15号の規定に基づき本契約が消滅した場合における本契約の失効日が属する月以降の利用料</p>
<p>4. 前項の場合において、会員に利用料相当額（遅延利息を含みます。次項において同じ。）を返還する際に当該会員が既に死亡していたときは、当社は、当該利用料相当額を対象保険契約の保険金等の受取人または対象保険契約の保険約款に定める死亡時支払金受取人に対して返還できるものとします。この場合において、当社は、対象保険契約の保険約款に定める保険金等または死亡時支払金の支払いに関する規定に準じて当該利用料相当額を返還します。</p>	<p>4. 前項の場合において、会員に利用料相当額を返還する際に当該会員が既に死亡していたときは、当社は、当該利用料相当額を対象保険契約の保険金等の受取人または対象保険契約の保険約款に定める死亡時支払金受取人に対して返還できるものとします。この場合において、当社は、対象保険契約の保険約款に定める保険金等または死亡時支払金の支払いに関する規定に準じて当該利用料相当額を返還します。</p>
<p>5. 前項の場合において、対象保険契約のうち健康増進保険料の払込みに関する特則が付加されているものの死亡給付金または災害死亡給付金を米ドルで支払うときは、当社は、利用料相当額を米ドルに換算して返還することができます。この場合における米ドルへの換算レートは、当該利用料相当額の返還の請求に係る当社所定の書面が当社に到達した日（当該日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日）における当社所定の為替レート（換算基準日における、当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）を上回ることはできません。）とします。</p>	<p>5. 前各項に定めるほか、本契約が消滅した場合には、以下のとおり取り扱います。</p>
<p>6. 前各項に定めるほか、本契約が消滅した場合には、以下のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 会員が蓄積したポイントおよびコインならびにステータスは消失します。</p>	<p>(1) 会員が蓄積したポイントおよびコインならびにステータスは消失します。</p>

改定後	改定前
<p>(2) 提携先等の規約等に別段の定めがある場合を除き、特典に係る会員の権利および地位は喪失します。</p> <p>7. 会員は、本契約の消滅日から起算して6か月を経過するまでは本契約を再度申し込むことができません。なお、本契約を再度申し込む場合は、健康増進乗率適用特約または健康増進保険料の払込みに関する特則と同時に申込みをする必要があります。</p>	<p>(2) 提携先等の規約等に別段の定めがある場合を除き、特典に係る会員の権利および地位は喪失します。</p> <p>6. 会員は、以下の各号に定める期間（当該期間を経過するまでに以下の各号のいずれかに新たに該当することになった場合には、それらの終期のうち最も遅いもの）を経過するまでは、健康増進乗率適用特約または本契約を再度申し込むことができません。なお、本契約を再度申し込む場合は、健康増進乗率適用特約と同時に申込みをする必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本契約の消滅日から起算して6か月 (2) 対象保険契約の消滅日（消滅した対象保険契約が複数ある場合は、それらの消滅日のうち最も遅い日とします。以下同じ。）から起算して6か月 (3) 失効後に復活することなく復活可能期間が経過した対象保険契約の復活可能期間の満了日の翌日（失効後に復活することなく復活可能期間が経過した対象保険契約が複数ある場合は、それらの復活可能期間の満了日の翌日のうち最も遅い日とします。）から起算して6か月 (4) ブルー継続保険契約の消滅日（健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約が消滅し、ブルー継続保険契約に該当しなくなった日を含み、ブルー継続保険契約が対象保険契約に転換されたことにより消滅した日を除きます。また、消滅したブルー継続保険契約が複数ある場合は、それらの消滅日のうち最も遅い日とします。以下同じ。）から起算して6か月 (5) 失効後に復活することなく復活可能期間が経過したブルー継続保険契約の復活可能期間の満了日の翌日（失効後に復活することなく復活可能期間が経過したブルー継続保険契約が複数ある場合は、それらの復活可能期間の満了日の翌日のうち最も遅い日とします。）から起算して6か月

改定後	改定前
<p>8. 会員は、以下の各号に定める期間（当該期間を経過するまでに以下の各号のいずれかに新たに該当することになった場合には、それらの終期のうち最も遅いもの）を経過するまでは、健康増進乗率適用特約を再度申し込むことができません。</p> <p>(1) 対象保険契約のうち健康増進乗率適用特約が付加されているものの消滅日（消滅した対象保険契約が複数ある場合は、それらの消滅日のうち最も遅い日とします。）から起算して6か月</p> <p>(2) 失効後に復活することなく復活可能期間が経過した対象保険契約の復活可能期間の満了日の翌日（失効後に復活することなく復活可能期間が経過した対象保険契約が複数ある場合は、それらの復活可能期間の満了日の翌日のうち最も遅い日とします。）から起算して6か月</p> <p>(3) ブルー継続保険契約の消滅日（健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約が消滅し、ブルー継続保険契約に該当しなくなった日を含み、ブルー継続保険契約が対象保険契約に転換されたことにより消滅した日を除きます。また、消滅したブルー継続保険契約が複数ある場合は、それらの消滅日のうち最も遅い日とします。）から起算して6か月</p> <p>(4) 失効後に復活することなく復活可能期間が経過したブルー継続保険契約の復活可能期間の満了日の翌日（失効後に復活することなく復活可能期間が経過したブルー継続保険契約が複数ある場合は、それらの復活可能期間の満了日の翌日のうち最も遅い日とします。）から起算して6か月</p> <p>9. 前項第3号または第4号の規定にかかわらず、ブルー継続保険契約が消滅し、または失効後に復活することなく復活可能期間が経過した場合であって、以下の各号のいずれかに該当するときは、前項第3号または第4号の規定は適用されません。</p> <p>(1) 消滅または失効後に復活することなく復活可能期間が経過したブルー継続保険契約以外のブルー継続保険契約があるとき。</p> <p>(2) ブルー継続保険契約が消滅し、または失効後に復活することなく復活可</p>	<p>7. 前項第4号または第5号の規定にかかわらず、ブルー継続保険契約が消滅し、または失効後に復活することなく復活可能期間が経過した場合であって、以下の各号のいずれかに該当するときは、前項第4号または第5号の規定は適用されません。</p> <p>(1) 消滅または失効後に復活することなく復活可能期間が経過したブルー継続保険契約以外のブルー継続保険契約があるとき。</p> <p>(2) ブルー継続保険契約が消滅し、または失効後に復活することなく復活可</p>

改定後	改定前
<p>能期間が経過したことによりブルー継続保険契約が存在しなくなった後に、新たに健康増進乗率適用特約が付加されている保険契約が締結され、その責任開始日がブルー継続保険契約の消滅日または当該復活可能期間の満了の日以前であったとき。</p> <p>10. 本契約が消滅しても、会員と提携先等との間の権利義務関係が当然には消滅しない場合があります。この場合において、当該権利義務関係を消滅させるためには、会員は、自ら提携先等との間で必要となる措置をとる必要があります。詳細は、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等をご確認ください。</p>	<p>能期間が経過したことによりブルー継続保険契約が存在しなくなった後に、新たに対象保険契約が締結され、その責任開始日がブルー継続保険契約の消滅日または当該復活可能期間の満了の日以前であったとき。</p> <p>8. 本契約が消滅しても、会員と提携先等との間の権利義務関係が当然には消滅しない場合があります。この場合において、当該権利義務関係を消滅させるためには、会員は、自ら提携先等との間で必要となる措置をとる必要があります。詳細は、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等をご確認ください。</p>
<p>第34条（対象保険契約が複数ある場合の特則）</p> <p>対象保険契約（消滅した対象保険契約および失効後に復活することなく復活可能期間が経過した対象保険契約を含みます。）が複数ある場合における以下の各号の規定については、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 第9条（Vitality コイン） 第5項</p> <p>5. コインは、提供された日の翌日から起算して2年を経過する日以後最初に到来する3月末日の経過をもって消失し、以降は利用することはできません。また、当該消失の時点より前に以下の各号の事由が生じた場合には、当該各号に定める日にコインは消失し、同日以降の利用ができなくなります。ただし、第1号に定める場合において、第17条第7項の規定に基づき本契約を復活させたときは、コインは消失しなかったものとします。</p> <p>(1) 第17条第1項から第6項までの規定のいずれかに基づき本契約が失効した場合</p> <p>本契約の失効日</p> <p>(2) 本契約が消滅した場合</p> <p>本契約の消滅日</p> <p>(2) 第17条（本契約の失効と復活）</p>	<p>第34条（対象保険契約が複数ある場合の特則）</p> <p>対象保険契約（消滅した対象保険契約および失効後に復活することなく復活可能期間が経過した対象保険契約を含みます。）が複数ある場合における以下の各号の規定については、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 第9条（Vitality コイン） 第5項</p> <p>5. コインは、提供された日の翌日から起算して2年を経過する日以後最初に到来する3月末日の経過をもって消失し、以降は利用することはできません。また、当該消失の時点より前に以下の各号の事由が生じた場合には、当該各号に定める日にコインは消失し、同日以降の利用ができなくなります。ただし、第1号に定める場合において、第17条第7項の規定に基づき本契約を復活させたときは、コインは消失しなかったものとします。</p> <p>(1) 第17条第1項から第6項までの規定のいずれかに基づき本契約が失効した場合</p> <p>本契約の失効日</p> <p>(2) 本契約が消滅した場合</p> <p>本契約の消滅日</p> <p>(2) 第17条（本契約の失効と復活）</p>

改定後		改定前																					
1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の失効日とします。		1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の失効日とします。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当事由</th><th>失効日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 会員が2か月連続して利用料を支払わなかった場合</td><td>その2か月が経過する日の翌日</td></tr> <tr> <td>(2) 会員が利用料の支払いをせず、未払い利用料が2か月分となつた場合</td><td>最終の未払いの月が経過する日の翌日</td></tr> <tr> <td>(3) 対象保険契約が保険約款の定めにしたがい失効したことにより有効な対象保険契約が存在しなくなった場合</td><td>当該失効をした対象保険契約の失効日</td></tr> <tr> <td>(4) 対象保険契約が消滅（健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則）が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合を含みます。以下同じ。）したことにより、失効中の対象保険契約はあるが、有効な対象保険契約が存在しなくなった場合</td><td>消滅した対象保険契約の消滅日または対象保険契約に該当しなくなった日の属する月の翌月1日</td></tr> </tbody> </table>		該当事由	失効日	(1) 会員が2か月連続して利用料を支払わなかった場合	その2か月が経過する日の翌日	(2) 会員が利用料の支払いをせず、未払い利用料が2か月分となつた場合	最終の未払いの月が経過する日の翌日	(3) 対象保険契約が保険約款の定めにしたがい失効したことにより有効な対象保険契約が存在しなくなった場合	当該失効をした対象保険契約の失効日	(4) 対象保険契約が消滅（健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則）が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合を含みます。以下同じ。）したことにより、失効中の対象保険契約はあるが、有効な対象保険契約が存在しなくなった場合	消滅した対象保険契約の消滅日または対象保険契約に該当しなくなった日の属する月の翌月1日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当事由</th><th>失効日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 会員が2か月連続して利用料を支払わなかった場合</td><td>その2か月が経過する日の翌日</td></tr> <tr> <td>(2) 会員が利用料の支払いをせず、未払い利用料が2か月分となつた場合</td><td>最終の未払いの月が経過する日の翌日</td></tr> <tr> <td>(3) 対象保険契約が保険約款の定めにしたがい失効したことにより有効な対象保険契約が存在しなくなった場合</td><td>当該失効をした対象保険契約の失効日</td></tr> <tr> <td>(4) 対象保険契約が消滅（健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合を含みます。以下同じ。）したことにより、失効中の対象保険契約はあるが、有効な対象保険契約が存在しなくなった場合</td><td>消滅した対象保険契約の消滅日または対象保険契約に該当しなくなった日の属する月の翌月1日</td></tr> </tbody> </table>		該当事由	失効日	(1) 会員が2か月連続して利用料を支払わなかった場合	その2か月が経過する日の翌日	(2) 会員が利用料の支払いをせず、未払い利用料が2か月分となつた場合	最終の未払いの月が経過する日の翌日	(3) 対象保険契約が保険約款の定めにしたがい失効したことにより有効な対象保険契約が存在しなくなった場合	当該失効をした対象保険契約の失効日	(4) 対象保険契約が消滅（健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合を含みます。以下同じ。）したことにより、失効中の対象保険契約はあるが、有効な対象保険契約が存在しなくなった場合	消滅した対象保険契約の消滅日または対象保険契約に該当しなくなった日の属する月の翌月1日
該当事由	失効日																						
(1) 会員が2か月連続して利用料を支払わなかった場合	その2か月が経過する日の翌日																						
(2) 会員が利用料の支払いをせず、未払い利用料が2か月分となつた場合	最終の未払いの月が経過する日の翌日																						
(3) 対象保険契約が保険約款の定めにしたがい失効したことにより有効な対象保険契約が存在しなくなった場合	当該失効をした対象保険契約の失効日																						
(4) 対象保険契約が消滅（健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則）が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合を含みます。以下同じ。）したことにより、失効中の対象保険契約はあるが、有効な対象保険契約が存在しなくなった場合	消滅した対象保険契約の消滅日または対象保険契約に該当しなくなった日の属する月の翌月1日																						
該当事由	失効日																						
(1) 会員が2か月連続して利用料を支払わなかった場合	その2か月が経過する日の翌日																						
(2) 会員が利用料の支払いをせず、未払い利用料が2か月分となつた場合	最終の未払いの月が経過する日の翌日																						
(3) 対象保険契約が保険約款の定めにしたがい失効したことにより有効な対象保険契約が存在しなくなった場合	当該失効をした対象保険契約の失効日																						
(4) 対象保険契約が消滅（健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約に該当しなくなった場合を含みます。以下同じ。）したことにより、失効中の対象保険契約はあるが、有効な対象保険契約が存在しなくなった場合	消滅した対象保険契約の消滅日または対象保険契約に該当しなくなった日の属する月の翌月1日																						
2. 前項第4号の規定にかかわらず、以下の事由によって対象保険契約が消滅したことにより、失効中の対象保険契約はあるが、有効な対象保険契約が存在しなくなった場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の失効日とします。		2. 前項第4号の規定にかかわらず、以下の事由によって対象保険契約が消滅したことにより、失効中の対象保険契約はあるが、有効な対象保険契約が存在しなくなった場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の失効日とします。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当事由</th><th>失効日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 対象保険契約のうち健康増進</td><td>対象保険契約の消滅日</td></tr> </tbody> </table>		該当事由	失効日	(1) 対象保険契約のうち健康増進	対象保険契約の消滅日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当事由</th><th>失効日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		該当事由	失効日														
該当事由	失効日																						
(1) 対象保険契約のうち健康増進	対象保険契約の消滅日																						
該当事由	失効日																						

改定後		改定前	
保険料の払込みに関する特則が付加されているものの、払込猶予期間中に基本保険料の払込みがないことによる消滅			
(2) 保険業法第309条の規定に基づく対象保険契約の申込みの撤回等または保険約款もしくは民法その他の法令の規定に基づく対象保険契約の無効もしくは取消し	失効中の対象保険契約の失効日（失効中の対象保険契約が複数ある場合は、それらの失効日のうち最も遅い日。以下、本条において同じ。）	(1) 保険業法第309条の規定に基づく対象保険契約の申込みの撤回等または保険約款もしくは民法その他の法令の規定に基づく対象保険契約の無効もしくは取消し	失効中の対象保険契約の失効日（失効中の対象保険契約が複数ある場合は、それらの失効日のうち最も遅い日。以下、本条において同じ。）
(3) 保険金または給付金の支払理由（被保険者の死亡を除きます。以下同じ。）の発生	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月1日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うとき（年金支払期間の満了により対象保険契約が消滅するときに限ります。以下同じ。）は、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。	(2) 保険金または給付金の支払理由（被保険者の死亡を除きます。以下同じ。）の発生	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月1日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うとき（年金支払期間の満了により対象保険契約が消滅するときに限ります。以下同じ。）は、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。
(4) 第21条第1項第5号と同一の事由による対象保険契約の解除	対象保険契約の消滅日	(3) 第21条第1項第5号と同一の事由による対象保険契約の解除	対象保険契約の消滅日
(5) 特定重度生活習慣病保障特約第4条第2項の規定に基づく当該特約の無効	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(4) 特定重度生活習慣病保障特約第4条第2項の規定に基づく当該特約の無効	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(6) 認知症保障特約第5条第3項、第6条第3項、第7条第1項または第2項のいずれかの規	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が	(5) 認知症保障特約第5条第3項、第6条第3項、第7条第1項または第2項のいずれかの規	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が

改定後		改定前	
定に基づく当該特約の無効または消滅	知った日以降の当社が定める日	定に基づく当該特約の無効または消滅	知った日以降の当社が定める日
(7) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則の無効（第5号または前号に該当する場合を除きます。）または取消し	無効の申出または取消しの意思表示が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(6) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約の無効（第4号または前号に該当する場合を除きます。）または取消し	無効の申出または取消しの意思表示が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(8) 保険業法第309条の規定に基づく最終増減対象特約の申込みの撤回等	申込みの撤回等の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(7) 保険業法第309条の規定に基づく最終増減対象特約の申込みの撤回等	申込みの撤回等の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日
3. 前項第2号に定める事由に該当した対象保険契約がある場合であっても、本契約の申込日以後に、他の対象保険契約（第1項第4号に定める失効中の対象保険契約、失効後に復活することなく復活可能期間が経過した対象保険契約および前項第2号に定める事由により消滅した対象保険契約を除きます。以下、本項から第5項までにおいて同じ。）があったときは、以下の各号のいずれか遅い日を本契約の失効日とします。		3. 前項第1号に定める事由に該当した対象保険契約がある場合であっても、本契約の申込日以後に、他の対象保険契約（第1項第4号に定める失効中の対象保険契約、失効後に復活することなく復活可能期間が経過した対象保険契約および前項第1号に定める事由により消滅した対象保険契約を除きます。以下、本項から第5項までにおいて同じ。）があったときは、以下の各号のいずれか遅い日を本契約の失効日とします。	
(1) 失効中の対象保険契約の失効日		(1) 失効中の対象保険契約の失効日	
(2) 他の対象保険契約の消滅日（他の対象保険契約の最終増減対象特約が消滅していた場合は同特約の消滅日）の属する月の翌月1日		(2) 他の対象保険契約の消滅日（他の対象保険契約の最終増減対象特約が消滅していた場合は同特約の消滅日）の属する月の翌月1日	
4. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由により、他の対象保険契約が消滅していた場合における前項第2号の適用は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。		4. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由により、他の対象保険契約が消滅していた場合における前項第2号の適用は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。	
該当事由	前項第2号の内容	該当事由	前項第2号の内容
(1) 対象保険契約のうち健康増進	他の対象保険契約の消滅日		

改定後		改定前	
保険料の払込みに関する特則が付加されているものの、払込猶予期間中に基本保険料の払込みがないことによる消滅			
(2) 保険金または給付金の支払理由の発生	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月1日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うときは、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。	(1) 保険金または給付金の支払理由の発生	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月1日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うときは、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。
(3) 第21条第1項第5号と同一の事由による対象保険契約の解除	他の対象保険契約の消滅日	(2) 第21条第1項第5号と同一の事由による対象保険契約の解除	他の対象保険契約の消滅日
(4) 特定重度生活習慣病保障特約第4条第2項の規定に基づく当該特約の無効	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(3) 特定重度生活習慣病保障特約第4条第2項の規定に基づく当該特約の無効	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(5) 認知症保障特約第5条第3項、第6条第3項、第7条第1項または第2項の規定のいずれかに基づく当該特約の無効または消滅	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日	(4) 認知症保障特約第5条第3項、第6条第3項、第7条第1項または第2項の規定のいずれかに基づく当該特約の無効または消滅	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日
(6) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則の無効（第4号または前号に該当する場合を除き	無効の申出または取消しの意思表示が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(5) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約の無効（第3号または前号に該当する場合を除きます。）または取消し	無効の申出または取消しの意思表示が当社に到達した日の属する月の翌月1日

改定後		改定前	
ます。) または取消し			
(7) 保険業法第 309 条の規定に基づく最終増減対象特約の申込みの撤回等	申込みの撤回等の申出が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日	(6) 保険業法第 309 条の規定に基づく最終増減対象特約の申込みの撤回等	申込みの撤回等の申出が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日
5. 前二項の規定にかかわらず、他の対象保険契約が複数あった場合は、第3項第2号（前項各号の場合を含みます。以下、本項において同じ。）に定める日のうち最も遅い日を第3項第2号に定める日とします。		5. 前二項の規定にかかわらず、他の対象保険契約が複数あった場合は、第3項第2号（前項各号の場合を含みます。以下、本項において同じ。）に定める日のうち最も遅い日を第3項第2号に定める日とします。	
6. 前各項の規定にかかわらず、前各項に定める日を本契約の失効日とすることが相当でないと当社が判断したときは、当社が別途指定する日を本契約の失効日とします。		6. 前各項の規定にかかわらず、前各項に定める日を本契約の失効日とすることが相当でないと当社が判断したときは、当社が別途指定する日を本契約の失効日とします。	
7. 会員は、本契約の復活可能期間中は、失効に至るまでの期間および失効期間中の利用料の支払いが完了していることを条件に、当社の承諾を得て、本契約を復活させることができます。		7. 会員は、本契約の復活可能期間中は、失効に至るまでの期間および失効期間中の利用料の支払いが完了していることを条件に、当社の承諾を得て、本契約を復活させることができます。	
8. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号または第2項から第6項までの規定のいずれかに基づき本契約が失効する場合における前項の適用については、「本契約の復活可能期間」とあるのは「本契約が失効した時点で失効中の対象保険契約の復活可能期間（失効中の対象保険契約が複数ある場合は、それらの復活可能期間のうち満了の日の到来が最も遅いもの）」とします。		8. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号または第2項から第6項までの規定のいずれかに基づき本契約が失効する場合における前項の適用については、「本契約の復活可能期間」とあるのは「本契約が失効した時点で失効中の対象保険契約の復活可能期間（失効中の対象保険契約が複数ある場合は、それらの復活可能期間のうち満了の日の到来が最も遅いもの）」とします。	
9. 本契約および対象保険契約のすべてが失効している場合は、本契約と少なくとも一つの対象保険契約を同時に復活させる必要があり、対象保険契約または本契約を単独で復活させることはできません。		9. 本契約および対象保険契約のすべてが失効している場合は、本契約と少なくとも一つの対象保険契約を同時に復活させる必要があり、対象保険契約または本契約を単独で復活させることはできません。	
10. 会員は、本契約が失効している間は、本プログラムを利用（特典の利用やコインの交換等を含みます。）することができず、本契約を復活させた場合であっても、失効期間中の特典の利用を遡って請求することはできません。		10. 会員は、本契約が失効している間は、本プログラムを利用（特典の利用やコインの交換を含みます。）することができず、本契約を復活させた場合であっても、失効期間中の特典の利用を遡って請求することはできません。	
11. 本契約を復活させた場合における失効期間中のポイントの取扱い（会員		11. 本契約を復活させた場合における失効期間中のポイントの取扱い（会員	

改定後	改定前
<p>が失効期間中の活動により獲得できるポイントの種類、失効期間中の活動により獲得できるポイントの会員ポータルへの反映方法その他の復活後のポイントの取扱いに関する事項を含みます。) については、ポイント獲得ガイドの定めるところによります。</p> <p>(3) 第 19 条 (本契約の消滅)</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。 	<p>が失効期間中の活動により獲得できるポイントの種類、失効期間中の活動により獲得できるポイントの会員ポータルへの反映方法その他の復活後のポイントの取扱いに関する事項を含みます。) については、ポイント獲得ガイドの定めるところによります。</p> <p>(3) 第 19 条 (本契約の消滅)</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。
該当事由	該当事由
(1) 対象保険契約のうち健康増進乗率適用特約が付加されているものが失効後に復活することなく復活可能期間が経過したことにより対象保険契約が存在しなくなった場合	(1) 対象保険契約が失効後に復活することなく復活可能期間が経過したことにより対象保険契約が存在しなくなった場合
(2) 対象保険契約のうち健康増進保険料の払込みに関する特則が付加されているものが払込猶予期間中に基本保険料の払込みがないことにより消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	(2) 会員が死亡した場合
(3) 会員が死亡した場合	(3) 保険業法第 309 条の規定に基づく申込みの撤回等または保険約款もしくは民法その他の法令の規定に基づき対象保険契約が無効もしくは取り消されたことにより、対象保険契約が存在し
消滅日	消滅日
対象保険契約の復活可能期間の満了日の翌日	対象保険契約の復活可能期間の満了日の翌日
対象保険契約の消滅日	会員が死亡した日
本契約の申込日	本契約の申込日

改定後		改定前	
なくなった場合		なくなった場合	
(5) 保険金または給付金の支払理由が発生したことにより対象保険契約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月 1 日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うときは、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。	(4) 保険金または給付金の支払理由が発生したことにより対象保険契約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月 1 日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うときは、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。
(6) 第 21 条第 1 項第 5 号と同一の事由によって対象保険契約が解除されたことにより、対象保険契約が存在しなくなった場合	対象保険契約の消滅日	(5) 第 21 条第 1 項第 5 号と同一の事由によって対象保険契約が解除されたことにより、対象保険契約が存在しなくなった場合	対象保険契約の消滅日
(7) 特定重度生活習慣病保障特約第 4 条第 2 項の規定に基づいて当該特約が無効となったことにより対象保険契約が存在しなくなった場合	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日	(6) 特定重度生活習慣病保障特約第 4 条第 2 項の規定に基づいて当該特約が無効となったことにより対象保険契約が存在しなくなった場合	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日
(8) 認知症保障特約第 5 条第 3 項、第 6 条第 3 項、第 7 条第 1 項または第 2 項の規定のいずれかに基づいて当該特約が無効または消滅したことにより対象保険契約が存在しなくなった場合	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日	(7) 認知症保障特約第 5 条第 3 項、第 6 条第 3 項、第 7 条第 1 項または第 2 項の規定のいずれかに基づいて当該特約が無効または消滅したことにより対象保険契約が存在しなくなった場合	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日
(9) 第 2 号から前号までに定める事由以外の事由により対象保険契約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	対象保険契約の消滅日の属する月の翌月 1 日	(8) 第 2 号から前号までに定める事由以外の事由により対象保険契約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	対象保険契約の消滅日の属する月の翌月 1 日

改定後		改定前	
(10) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づき健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が無効（第13号または第14号に該当する場合を除きます。）または取り消されたことにより、対象保険契約が存在しなくなった場合	無効の申出または取消しの意思表示が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(9) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づき健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約が無効（第12号または第13号に該当する場合を除きます。）または取り消されたことにより、対象保険契約が存在しなくなった場合	無効の申出または取消しの意思表示が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(11) 保険業法第309条の規定に基づく申込みの撤回等により最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	申込みの撤回等の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(10) 保険業法第309条の規定に基づく申込みの撤回等により最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	申込みの撤回等の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(12) 保険金または給付金の支払理由が発生したことにより最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月1日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うときは、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。	(11) 保険金または給付金の支払理由が発生したことにより最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月1日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うときは、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。
(13) 特定重度生活習慣病保障特約第4条第2項の規定に基づく当該特約の無効に伴って最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(12) 特定重度生活習慣病保障特約第4条第2項の規定に基づく当該特約の無効に伴って最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(14) 認知症保障特約第5条第3項、第6条第3項、第7条第1	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によ	(13) 認知症保障特約第5条第3項、第6条第3項、第7条第1	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によ

改定後		改定前	
項または第2項の規定のいずれかに基づいて当該特約が無効または消滅したことにより最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	って診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日	項または第2項の規定のいずれかに基づいて当該特約が無効または消滅したことにより最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	って診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日
(15) 第10号から前号までに定める事由以外の事由によって健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則の消滅日の属する月の翌月1日	(14) 第9号から前号までに定める事由以外の事由によって健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約が消滅し、対象保険契約が存在しなくなった場合	健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約の消滅日の属する月の翌月1日
(16) 第17条の規定に基づき本契約が失効し、復活することなく復活可能期間が経過した場合	本契約の復活可能期間の満了日の翌日	(15) 第17条の規定に基づき本契約が失効し、復活することなく復活可能期間が経過した場合	本契約の復活可能期間の満了日の翌日
(17) 第20条の規定に基づき本契約の解約の申し入れが行われた場合	当社所定の書面（電磁的方法によるものを含みます。以下同じ。）が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(16) 第20条の規定に基づき本契約の解約の申し入れが行われた場合	当社所定の書面（電磁的方法によるものを含みます。以下同じ。）が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(18) 第21条第1項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合	解除に係る通知が会員に到達した日	(17) 第21条第1項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合	解除に係る通知が会員に到達した日
2. 前項第4号の規定にかかわらず、同号に該当し、かつ、本契約の申込日以後に他の対象保険契約（同号に定める事由により消滅していた他の対象保険契約を除きます。以下、本項および次項において同じ。）があった場合において、以下の各号のいずれかの場合に該当したときは、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。		2. 前項第3号の規定にかかわらず、同号に該当し、かつ、本契約の申込日以後に他の対象保険契約（同号に定める事由により消滅していた他の対象保険契約を除きます。以下、本項および次項において同じ。）があった場合において、以下の各号のいずれかの場合に該当したときは、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。	

改定後		改定前	
該当事由	消滅日	該当事由	消滅日
(1) 他の対象保険契約のうち健康増進乗率適用特約が付加されているものが失効後に復活するこ ^{となく} 復活可能期間が経過していた場合	他の対象保険契約の復活可能期間満了日の翌日	(1) 他の対象保険契約が失効後に復活することなく当該対象保険契約の復活可能期間が経過していた場合	他の対象保険契約の復活可能期間満了日の翌日
(2)他の対象保険契約のうち健康増進保険料の払込みに関する特則が付加されているものが払込猶予期間中に基本保険料の払込みがないことにより消滅していた場合	他の対象保険契約の消滅日	(2) 保険金または給付金の支払理由が発生したことにより他の対象保険契約または他の対象保険契約の最終増減対象特約が消滅していた場合	保険金または給付金の支払日の属する月の翌月 1 日。 ただし、保険金または給付金を年金の方法により支払うときは、当社が保険金または給付金の支払理由の発生を知った日以降の当社が定める日。
(4) 第 21 条第 1 項第 5 号と同一の事由により他の対象保険契約が解除されていた場合	他の対象保険契約の消滅日	(3) 第 21 条第 1 項第 5 号と同一の事由により他の対象保険契約が解除されていた場合	他の対象保険契約の消滅日
(5) 特定重度生活習慣病保障特約第 4 条第 2 項の規定に基づいて当該特約が無効となったことにより、他の対象保険契約または他の対象保険契約の最終増減対	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日	(4) 特定重度生活習慣病保障特約第 4 条第 2 項の規定に基づいて当該特約が無効となったことにより、他の対象保険契約または他の対象保険契約の最終増減対	無効の申出が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日

改定後		改定前	
象特約が消滅していた場合		象特約が消滅していた場合	
(6) 認知症保障特約第5条第3項、第6条第3項、第7条第1項または第2項のいずれかに基づいて当該特約が無効または消滅したことにより、他の対象保険契約または他の対象保険契約の最終増減対象特約が消滅していた場合	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日	(5) 認知症保障特約第5条第3項、第6条第3項、第7条第1項または第2項のいずれかに基づいて当該特約が無効または消滅したことにより、他の対象保険契約または他の対象保険契約の最終増減対象特約が消滅していた場合	当該特約に定める認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたことを当社が知った日以降の当社が定める日
(7) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づき他の対象保険契約の健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則が無効（第5号または前号に該当する場合を除きます。）または取り消されていた場合	無効の申出または取消しの意思表示が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(6) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づき他の対象保険契約の健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約が無効（第4号または前号に該当する場合を除きます。）または取り消されていた場合	無効の申出または取消しの意思表示が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(8) 保険業法第309条の規定に基づく申込みの撤回等により他の対象保険契約の最終増減対象特約が消滅していた場合	申込みの撤回等の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日	(7) 保険業法第309条の規定に基づく申込みの撤回等により他の対象保険契約の最終増減対象特約が消滅していた場合	申込みの撤回等の申出が当社に到達した日の属する月の翌月1日
(9) 第3号から前号までに定める事由以外の事由により他の対象保険契約が消滅していた場合	他の対象保険契約の消滅日または対象保険契約に該当しなくなった日の属する月の翌月1日	(8) 第2号から前号までに定める事由以外の事由により他の対象保険契約が消滅していた場合	他の対象保険契約の消滅日または対象保険契約に該当しなくなった日の属する月の翌月1日
3. 前項の規定にかかわらず、他の対象保険契約が複数あった場合は、消滅日のうち最も遅い日を本契約の消滅日とします。		3. 前項の規定にかかわらず、他の対象保険契約が複数あった場合は、消滅日のうち最も遅い日を本契約の消滅日とします。	
4. 第17条の規定にかかわらず、同条第1項から第5項までに定める失効日		4. 第17条の規定にかかわらず、同条第1項から第5項までに定める失効日	

改定後	改定前
<p>の午前零時において対象保険契約が存在しない場合には、これらの条項に定める失効日を本契約の消滅日とします。</p>	<p>の午前零時において対象保険契約が存在しない場合には、これらの条項に定める失効日を本契約の消滅日とします。</p>
<p>5. 第1項（第3号を除きます。）から前項までに規定する本契約の消滅日より前に会員が死亡した場合は、会員が死亡した日を本契約の消滅日とします。</p>	<p>5. 第1項（第2号を除きます。）から前項までに規定する本契約の消滅日より前に会員が死亡した場合は、会員が死亡した日を本契約の消滅日とします。</p>
<p>6. 前各項の規定にかかわらず、前各項に定める日を本契約の消滅日とすることが相当でないと当社が判断したときは、当社が別途指定する日を本契約の消滅日とします。</p>	<p>6. 前各項の規定にかかわらず、前各項に定める日を本契約の消滅日とすることが相当でないと当社が判断したときは、当社が別途指定する日を本契約の消滅日とします。</p>
<p>7. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由により更新前または転換前の対象保険契約が消滅した場合であっても、更新後または転換後の対象保険契約が有効に継続している限り、本契約は存続します。</p>	<p>7. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由により更新前または転換前の対象保険契約が消滅した場合であっても、更新後または転換後の対象保険契約が有効に継続している限り、本契約は存続します。</p>
<p>(1) 対象保険契約の更新 (2) 対象保険契約の転換（転換後契約が対象保険契約の場合に限ります。）</p>	<p>(1) 対象保険契約の更新 (2) 対象保険契約の転換（転換後契約が対象保険契約の場合に限ります。）</p>
<p>8. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当し、転換前の対象保険契約は消滅しなかったものとして取り扱う場合には、本契約は存続します。なお、転換後の対象保険契約が転換特約第5条第1項に定める事由に該当し、本契約が消滅した後に被転換契約への復旧が行われた場合であっても、本契約は消滅しなかったものとして取り扱います。</p>	<p>8. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当し、転換前の対象保険契約は消滅しなかったものとして取り扱う場合には、本契約は存続します。なお、転換後の対象保険契約が転換特約第5条第1項に定める事由に該当し、本契約が消滅した後に被転換契約への復旧が行われた場合であっても、本契約は消滅しなかったものとして取り扱います。</p>
<p>(1) 転換後の対象保険契約の被転換契約への復旧 (2) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく転換後の対象保険契約の無効または取消し</p>	<p>(1) 転換後の対象保険契約の被転換契約への復旧 (2) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく転換後の対象保険契約の無効または取消し</p>
<p>9. 第1項の規定にかかわらず、対象保険契約に付加されている最終増減対象特約の更新により更新前の最終増減対象特約が消滅した場合であっても、更新後の最終増減対象特約が有効に継続している限り、本契約は存続します。</p>	<p>9. 第1項の規定にかかわらず、対象保険契約に付加されている最終増減対象特約の更新により更新前の最終増減対象特約が消滅した場合であっても、更新後の最終増減対象特約が有効に継続している限り、本契約は存続します。</p>
<p>10. 第1項第1号、第2号および第4号から第15号まで、第2項および第</p>	<p>10. 第1項第1号、第3号から第14号まで、第2項および第3項の規定に</p>

改定後	改定前
<p>3項の規定にかかわらず、それぞれの規定に定める該当事由により対象保険契約が消滅し、または失効後に復活することなく復活可能期間が経過したことにより対象保険契約が存在しなくなった場合において、新たに対象保険契約が締結され、その責任開始日が最後に消滅した対象保険契約、健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則の消滅日（対象保険契約が失効後に復活することなく復活可能期間が経過したことにより対象保険契約が存在しなくなった場合には、当該復活可能期間の満了の日。以下、本項において同じ。）以前であるときは、当該対象保険契約、健康増進乗率適用特約、最終増減対象特約または健康増進保険料の払込みに関する特則の消滅日以降も本契約は存続します。</p> <p>(4) 第 22 条（本契約の消滅の効果）第 2 項から第 4 項まで</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、第 19 条第 1 項第 3 号、第 6 号もしくは第 5 項に定める事由または前条第 1 項の規定に基づく当社からの解除により本契約が消滅する場合には、会員は、本契約の消滅日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の属する月の前月までの利用料を支払う義務を負います。</p> <p>3. 当社が、以下の各号のいずれかに該当する利用料の払込みを受けた場合は、当該利用料相当額を会員に返還します。この場合において、当社は、本契約の消滅日、本契約の消滅事由を当社が知った日または当該返還の請求に要する当社所定の書面が当社に到達した日のいずれか遅い日の翌日から起算して 5 営業日以内に、当該利用料相当額を支払います。</p> <p>(1) 前二項の規定に基づく支払義務の対象とならない利用料</p> <p>(2) 第 19 条第 1 項第 16 号の規定に基づき本契約が消滅した場合における本契約の失効日が属する月以降の利用料</p> <p>(3) 第 19 条第 2 項第 1 号または第 3 項の規定が適用される場合におけるこれらの規定に定める他の対象保険契約の失効日が属する月以降の利用</p>	<p>かかわらず、それぞれの規定に定める該当事由により対象保険契約が消滅し、または失効後に復活することなく復活可能期間が経過したことにより対象保険契約が存在しなくなった場合において、新たに対象保険契約が締結され、その責任開始日が最後に消滅した対象保険契約、健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約の消滅日（対象保険契約が失効後に復活することなく復活可能期間が経過したことにより対象保険契約が存在しなくなった場合には、当該復活可能期間の満了の日。以下、本項において同じ。）以前であるときは、当該対象保険契約、健康増進乗率適用特約または最終増減対象特約の消滅日以降も本契約は存続します。</p> <p>(4) 第 22 条（本契約の消滅の効果）第 2 項から第 4 項まで</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、第 19 条第 1 項第 2 号、第 5 号もしくは第 5 項に定める事由または前条第 1 項の規定に基づく当社からの解除により本契約が消滅する場合には、会員は、本契約の消滅日まで本プログラムを利用することができます、当該消滅日の属する月の前月までの利用料を支払う義務を負います。</p> <p>3. 当社が、以下の各号のいずれかに該当する利用料の払込みを受けた場合は、当該利用料相当額を会員に返還します。この場合において、当社は、本契約の消滅日、本契約の消滅事由を当社が知った日または当該返還の請求に要する当社所定の書面が当社に到達した日のいずれか遅い日の翌日から起算して 5 営業日以内に、当該利用料相当額を支払います。</p> <p>(1) 前二項の規定に基づく支払義務の対象とならない利用料</p> <p>(2) 第 19 条第 1 項第 15 号の規定に基づき本契約が消滅した場合における本契約の失効日が属する月以降の利用料</p> <p>(3) 第 19 条第 2 項第 1 号または第 3 項の規定が適用される場合におけるこれらの規定に定める他の対象保険契約の失効日が属する月以降の利用</p>

改定後	改定前
<p>料</p> <p>4. 前項の場合において、会員に利用料相当額 (遅延利息を含みます。次項において同じ。) を返還する際に当該会員が既に死亡していたときは、当社は、当該利用料相当額を対象保険契約の保険金等の受取人または対象保険契約の保険約款に定める死亡時支払金受取人の中から当社が指定する者に対して返還できるものとします。この場合において、当社は、対象保険契約の保険約款に定める保険金等または死亡時支払金の支払いに関する規定に準じて当該利用料相当額を返還します。</p>	<p>料</p> <p>4. 前項の場合において、会員に利用料相当額を返還する際に当該会員が既に死亡していたときは、当社は、当該利用料相当額を対象保険契約の保険金等の受取人または対象保険契約の保険約款に定める死亡時支払金受取人の中から当社が指定する者に対して返還できるものとします。この場合において、当社は、対象保険契約の保険約款に定める保険金等または死亡時支払金の支払いに関する規定に準じて当該利用料相当額を返還します。</p>
(最終更新日 : 2025 年 12 月 25 日)	(最終更新日 : 2025 年 9 月 24 日)